

北海道道立病院局告示第12号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、北海道立江差病院、北海道立羽幌病院、北海道立緑ヶ丘病院、北海道立向陽ヶ丘病院及び北海道立子ども総合医療・療育センターにおける令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の公金の収納事務を次の者に委託した。

令和4年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信寛

- 1 受託者の名称 株式会社ニチイ学館
- 2 所在地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地